

## 第70回 滋賀県景観審議会 議事概要

### ■実施概要

日時：令和2年（2020年）7月22日（水） 14:45～16:45

場所：滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室

### ■議事（4件）

- ・滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について
- ・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について
- ・滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について
- ・屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について（議決事項）

### ■報告（2件）

- ・広域的景観形成検討部会での審議経過について
- ・滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

### ■出席者：

1. 青山委員、岡田委員、川崎委員、黒川委員、鈴木委員、土本委員、轟委員、貫名委員、山下委員、和田委員（13名中10名出席）  
（欠席委員：高井委員、平井委員、松井委員）
2. 事務局6名
3. 事務局関係者1名
4. 傍聴者0名

### ■使用資料：

- ・資料1 第70回 滋賀県景観審議会 議案
- ・資料2 滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について
- ・資料3 屋外広告物の規制の見直しに関する検討について
- ・資料4 滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について
- ・資料5 屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について
- ・資料6 広域的景観形成検討部会での審議経過について
- ・資料7 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

■議事概要

滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について

事務局	(滋賀県景観計画等の充実に向けた取組について、資料2により説明)
委員	<p>広域的景観形成検討専門部会長として簡単に補足説明します。今回、6町域に絞った景観計画の部分について、調査等もした上で、事務局で課題を整理し、方針も含めて検討していただいたものがただいまの説明です。</p> <p>事前協議制度については、他自治体での事例もありまして、意匠変更等の時間的余裕を持たせるというもの、緑化措置については、他自治体でも事例が増えておりまして、公共空間である街路等からの見え方を意識した間口緑化率の基準を導入し、併せて適切に緑化した場合には、インセンティブとして建物の基準を一部緩和するといったことも考えてはどうかというものです。太陽光発電施設については、事務局の御説明のとおりです。また、景観計画では広域的景観や線的、面的な考え方がありますが、統一的な景観形成と地域性に応じた景観形成と、この両面を考える必要があります。統一的な景観形成は、これまで眺望景観等の議論を進めておりますが、地域性に応じた部分、面としての部分についてもしっかりと考えていく必要があるというものです。</p> <p>これらについて皆様のご意見をいただければと思います。</p>
委員	「太陽光発電設備等」との記載がありますが、この「等」というのは具体的には何を指しますか。
委員	併せて、風車等のエネルギー関連施設はどこに入るでしょうか。
事務局	<p>「等」としている理由は、太陽光パネルという呼び名をしているものもあることと、太陽光パネルがそのまま設置される場合と建築物の屋根に設置される場合等があるため、それらの総称という意図で、「等」と表現しております。</p> <p>風力発電施設については、現行規制でも届出対象の工作物として鉄柱やコンクリート柱があるので、風力発電施設も鉄柱やコンクリート柱に設置される場合はこれに該当するとして扱う可能性があります。</p>
委員	<p>今回の資料について、見直し事項として対象となる範囲が、景観重要区域なのか、6町域全体なのか、6町域以外も含む範囲なのか、その辺の区別がわかりにくい部分があるかと思えます。例えば、景観形成基準については景観重要区域の話かと思うのですが、13m以上の建築物や緑化、30日ルールとか、これらは重要区域に限らず、6町域全体が対象範囲でしょうか。景観計画の中には琵琶湖景観形成特別地区等、6町以外の部分に及んでいる事項もありますよね。実際にどういう場合に届出対象となるのかと</p>

	<p>いう点が大事な部分ですので、それらがわかるよう整理したかたちで、ご提示いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事前協議に関しては、6町域全体が対象となります。一定規模以上の行為になると対象となり、全て届出が必要ですので、それらが区別できるようなかたちでもう少し整理させていただきます。</p>
委員	<p>今回の検討において、6町域に限らない県全域の景観指針である「湖国風景づくり宣言」については改正する可能性はありますか。6町以外、県内の景観行政団体とも宣言レベルでの見直し、あるいは歩調を合わせていくというようなことを、今回検討していますか。</p>
事務局	<p>「湖国風景づくり宣言」については、基本的には見直しは検討していません。ただし、県としては、県内の景観行政団体で構成する景観行政団体協議会等も活用して、景観行政団体である13市とも連携していきたいと考えております。</p>
委員	<p>6町域でゾーニングを行うことについて、ゾーニングをした上で、その後の展開として具体的なイメージはありますか。将来的には、県内13市の景観計画のように、もう少し踏み込んだ景観区域とか形成基準等についても考えて行くことも可能性としてありますよね。</p>
事務局	<p>ゾーニングを行うことによって、地域らしさを踏まえた風景づくりに関してメッセージを発信しやすくなるものと考えております。もう少し踏み込んで基準等を考えていくという点についても、その方向に進めていきたいというものです。また、6町も景観行政団体に移行することとなった際には、このゾーニングを参考に組み込んでいただきたいと思いますという考えです。</p>
委員	<p>ぜひそのような展開を進められるような見直しとしていただきたいと思います。現在の景観重要区域は、国道307号線、宇曾川、芹川だけですが、例えば多賀大社周辺、旧街道や旧宿場等についても踏み込んでいけると、より魅力的な景観形成が図られる地域になっていくと思いますので、その布石を置いていただきたいと思います。</p>
委員	<p>いまご意見のあった、対象となる範囲を明確にすること、大まかな計画から段階的に精緻化して計画そのものを成長させていくために、将来の展開を見据えたものとする、これらについてできる限り反映をお願いしたいと思います。また、緩和措置やインセンティブについては必要ではありますが、あまり緩やかにしすぎると、原則がずれてしまいますので、その点は慎重に検討をお願いします。</p> <p>それでは今回出た意見、議論等を今後の検討に反映させていただきようお願いいたします。</p>

## 屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

事務局	(屋外広告物の規制の見直しに関する検討について、資料3により説明)
委員	<p>屋外広告物適正化検討専門部会長として補足説明をします。</p> <p>事務局より説明があったように、現地視察も含めて部会で検討してまいりました。まだ議論の途中の段階ではありますが、一応現段階での論点としては3点ほどあります。</p> <p>一点目は、許可基準等の基準に関して、その妥当性の部分について詰めていきたいという点です。やはりメリハリをつけながら、実際にそれらの基準が適切なものなのかという点を、その妥当性を含めて最終的に詰めていきたいと考えております。特に案内図板等、非自家用広告物については、設置自体は緩和しつつ、一定の条件や誘導を併せてかけていくことで、実際にいい景観にしていくために、うまく戦略的に判断していきたいと考えています。</p> <p>二点目は、価値判断を伴う部分です。こういう色調にしてほしいとか、こういう形態にしてほしいというような価値判断を含む内容はどうするのかという議論をしております。それらについては、デザインの専門家である高井委員に知見をいただきながらデザイン的な部分についても一定の検討をしていきたいと考えています。</p> <p>三点目は、広告景観の基本方針についてです。地域類型と景観形成方針、条例に基づく規制の地域区分等できめ細やかに具体的な施策を展開していくとして、それに加えて、その上の段階の景観形成計画やさらに上の基本方針、例えば、湖国らしい広告景観基本方針のようなものが、本来は必要なのではないか。基本方針があつて、計画があつて、その計画をかなえる基準があるというような組み立てになるのではないかということです。県の景観計画の中で位置づけるのか、あるいは一定程度将来的な方針というものを打ち出していくのか等について、今後、具体的に詰めていきたいと考えています。また、これに関連して、例えば、推奨広告のガイドライン、コンクールや表彰、優良広告物の積極的なアピール等の誘導施策、あるいはエリアマネジメントや公共広告物での景観形成等、「つくる広告景観」や「攻めの施策」については、規制手法の検討の中だけでは位置づけが難しい場合があります。そのような施策展開をしていけるような道筋をぜひ検討していきたいといったあたりも議論になっている部分です。</p>
<b>基準・地域区分等の検討について</b>	
委員	基準を検討するにあたって、例えば広告が並んでいる沿道等については、どの位置から見た場合を想定して検討されるのでしょうか。
事務局	沿道景観については、その道を通行する方の視線が一番重要だと思いま

	<p>す。一方で、例えば田んぼの中を通っている道路等ですと、道路沿いには店舗等が建っていたとしても、後背地の田園から見たときには、また別に見え方もあります。道路沿いの沿道景観と道路を横から見た景観、この両方を想定して検討する必要があると考えております。</p>
委員	<p>少し補足しますと、野立広告に関しては、新幹線からどれぐらいの距離だと、どれぐらいの大きさで見えるのかというのをシミュレーションし、単に距離と大きさだけでなく、実際の見え方はどうなのかという点について検討していただきました。</p>
委員	<p>前回の部会において、建物に付属する看板等を扱う一般的な屋外広告事業者へのヒアリングも必要ではないかという意見をしましたが、その後の検討はいただいたでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ具体的には検討できていませんので、今後、素案を詰めていく中で、必要性を含めて検討していきたいと考えています。</p>
委員	<p>一部、基準の緩和についても議論されているようですが、あえて緩和するというのは、やはり新型コロナウイルスの影響で、経済的活動をもう少し活性化するという思案も入れてのことでしょうか。</p>
事務局	<p>新型コロナウイルスの影響ではなく、社会通念上理解を得にくく、地権者や事業者からの反発の大きい規制や、実態にそぐわない規制等について、廃止や緩和を検討しているものになります。</p>
委員	<p>地域区分案の中にある「特別規制地域」はもっとも厳しい地域区分である第1種地域（歴史伝統系）よりも優先される案とされていますが、特別規制地域で緩い基準も設定できるよう柔軟に考えているのですか。それとも第1種地域（歴史伝統系）よりもさらに厳しい規制に取り組むということですか。部会でどのような検討があったのか補足いただけますか。</p>
事務局	<p>特別規制地域は、個別に地域を指定して個別に基準を定めることを想定したもので、制度の柔軟性を高めることと、より地域の特性に応じた基準を実現すること意図して検討しているものです。第1種地域よりも緩める場合も、さらに厳しくする場合も、あるいはより地域の特性に応じた基準にするという場合もございます。より個別的に指定するというのが一番の趣旨ですので、第1～7種のどの地域よりも優先されます。特別規制地域の指定の際には、景観審議会での審議を経て、適切に指定することになりますので、第1種地域が簡単に特別規制地域の制度で緩和されて、せっかくの厳しい地域が台無しになってしまうということはないと考えております。</p>
委員	<p>規制地域区分の「保全型沿道」と「活用型沿道」が概念的にどう違うのか教えていただきたいと思います。特に保全型に工業・物流系の地域が入</p>

	<p>っている点は若干説明が必要なところではないかと思ひます。</p>
事務局	<p>部会の審議の中では、「沿道田園系」、「沿道市街地系」というような名称で審議をしておりましたが、13市も対象に適用できるものとして地域類型があるべきだという意見もあったため、地域類型を追加した経緯があります。例えば、工業物流系沿道市街地や街路型沿道地域が追加した類型です。これらの追加に伴い、田園系ではなくなつたため、保全型と活用型という名称に変更しました。</p> <p>工業物流系は、保全型でいいのかという点については、工業物流系の場合、そこを目的とするトラックや物流業者の方が、適切に敷地に入れるというのが広告物の基本的な用途ですので、商業店舗等のように派手な看板が掲出されることが少ない地域と捉えています。このことから、工業物流系は、緩い活用型ではなく、より厳しい保全型の地域区分に位置付けることが適切であると考えています。</p>
<p><b>めざす理想の景観について</b></p>	
委員	<p>今回、規制を見直すということで、今よりも景観がもう少しマシになるだろうという発想になっていると思ひますが、全国各地のよい景観が実現している地域で実際どのような工夫がされているのか等も見ていただいて、もっと理想の景観をしっかりイメージできていると、規制もよりよい内容になると思ひます。規制値について客観性を持たせるということも必要ですが、規制の数値を作り上げていく段階で、完成型のイメージを具体的に描いていただくことが近道になるのではないかと思ひます。</p>
事務局	<p>条例、規則による強制力のある規制という部分での取り組みを中心に議論してきていますが、部会の中でも、より良い景観を目指して表彰制度や推奨基準等の取組みも検討する必要があるという議論はありました。最低限守るべき強制力のある基準を詰めていくことはやはり必要な作業ですので、そこが中心になっているのが現状ですが、さらに今後の取り組みとしては、より良い広告景観をつくっていくという段階に進んでいく必要があると考えています。</p>
委員	<p>規制的なものに加えて、優良なものを推奨していく、あるいは望ましい広告に誘導していくことについて、それも地域区分等に合わせて考えていくことでしょうか。</p>
事務局	<p>地域類型、地域区分と連携させてということは、もちろん必要だろうと考えています。部会での審議では、この地域類型でこういう望ましい基準といった具体的内容は出ておりませんが、今後、条例・規則での最低限の基準という基盤ができた後、さらに取組みを進めることが、今後の広告行政の課題であると考えています。</p>

委員	<p>資料で使用しているイラストについて、理想形のイラストにしたほうがよいと思います。特に、幅規制のイラストと公共的広告物のイラストです。</p> <p>幅規制のイラストは、幅規制によって現行のものが改正案のようになるというのですが、私の主観であれば申し訳ないのですが、これで景観が改善したと言えるのか疑問があります。確かに連続的、統一的になったとは言えますが、それだけでは不十分で、高彩度の色のものが並んでいることについては、まだその先にゴールがあるような気がします。</p> <p>公共的広告物についても、公共的な内容と協賛企業が一緒に表示されたイラストですが、例えば「石山寺」と「パチスロ」とか、それぞれの文脈があまりにも乖離していると、やはり問題ではないかと思います。単に面積割合の問題ではないと思います。</p> <p>面積割合の基準のみ書かれていて、現段階では文脈のことまで規制の議論ができなかったかもしれませんが、今ここに入れるイラストとしては、若干考慮いただいたほうがいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>幅規制のイラストですが、例えば第4種地域（活用型沿道系）が特に想定される地域となりますが、現段階では第4種地域で色彩規制を追加するという検討はしていません。導入しない規制を表現したイラストにしてしまうと、誤解を与えてしまう可能性もありますので、ここではあえて派手な色も含めて表現しています。</p> <p>単にイラスト、表現として適切かという点と、色彩規制の要否という基準の中身の話なのかという点は分けた上での議論が必要だと思います。公共的広告物の協賛企業に関するイラストも同様で、記載内容にまで踏み込んだ規制を入れるべきだという議論が必要ということであれば、今後の議論の課題として検討させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>どのような完成型や理想形を求めるのか。今回は、個別空間での検討ではなく、沿道に沿っての一律規制なのでこのようなイラストになるのかもしれませんが、できる範囲として現段階でやるべきことと、将来を見据えてのことなのかという点は、少し仕分けして考えていただければと思います。どういう方向性でもっていくのか、特別規制地域を活用した個別基準という考え方もあるかもしれませんが、まだ少し、柔軟に風呂敷を広げていただいて、議論の一里塚にさせていただければと思います。</p>
13 市域との関係について	
委員	<p>国道 307 号線等の幹線道路は、市町域を跨いで隣接する東近江市等にも繋がっています。景観行政団体である各市が自主条例を作ることによって県内で方向性がばらばらになることも課題であるので、「湖国風景づくり宣言」等を軸にして、県から各市に対して働きかけていくという説明も</p>

	<p>ありました。一方で、各市が独立性を持って、地域に応じた規制をつくるということも重要なことなので、そこに県が働きかけるのはいかなものかという面もあると思います。そのあたりはどのように考えるのでしょうか。</p> <p>また、県からの働きかけというのは、「どうぞ参考に」程度のものなのか、もっと指導に近いかたちで影響力を行使していくということなのか、さらに市町を跨ぐ主要幹線道路沿いのみなのか、そうではないのか、現時点で方針がある程度あるのであれば教えてください。</p>
事務局	<p>6 町域以外での広告物規制については、13 市への指導というような強い働きかけは、現状の仕組み上、権限的にも難しいと思います。ただし、県としては、県土の一体的な景観形成というのは大きな目標として持っていますので、単に参考にしてもらい程度のものだけではなく、景観行政団体協議会を活用しての働きかけや、例えば構成団体に合意をするということも可能性としてはあるのではないかと考えております。</p> <p>また、対象については、幹線道路以外にも、例えば歴史街道や琵琶湖、田園景観等は、県土の一体的な景観形成という観点からは対象になりうるかと考えています。</p>
委員	<p>示されている地域のゾーニングは、とりあえずは6 町域の現況に鑑みたという説明でしたが、6 町以外も含めて滋賀県全域でも大体この類型で応用が利くのかという点を教えてください。</p>
事務局	<p>滋賀県景観計画や滋賀県屋外広告物条例は、あくまで6 町が範囲ですので、実効性がある部分というのは6 町に限定されますが、この16 類型の地域類型自体は、基本的には滋賀県全域をカバーできるものと考えています。</p>

#### 滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について

事務局	(滋賀県景観計画等の見直しにかかる今後の進め方について、資料4により説明)
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですので、現在のところは、このスケジュール案を進めていただければと思います。

#### 屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について（議決事項）

事務局	(屋外広告物の特例許可にかかる議決権限について、資料5により説明)
委員	滋賀県景観審議会の運営内規のようなものとして、第14 期審議会の間は、特例許可は部会での審議・議決でやりましょうというものです。

委員	第 14 期だけに限定する必要はないのではないかなと思います。むしろ、景観審議会の議決として考えれば、期が変わっても通用する内規ではないかと考えますがいかがでしょうか。
事務局	事情としては、広告部会の設置については、各期の最初の全体会で、部会の設置の議決をいただいております。ですので、例えば次の第 15 期景観審議会においても広告部会が引き続き設置されるという議決をいただければ、今回の議決も有効に継続するという考え方になるかと思います。現時点では、第 15 期において広告部会が設置される保証がないという点で、現時点ではあくまで第 14 期、現行の広告部会が存続している間という形になります。ただし、第〇会広告部会というときの番号は通し番号となっていますので、今期の広告部会も、第 13 期、第 12 期から継続しているものという扱いにはなっております。
委員	各期で議決しているのは形式的なもので、実質的にはずっと続いているということだと思います。
委員	今後は、各期の最初に、部会の設置と併せて、今回提案されている案も議決するというかたちになるわけでしょうか。
事務局	それがわかりやすいのではないかと思います。
委員	案文の本文は、これで結構だと思います。ただし、補足 1 で「専門部会長が、審議会全体会で審議する必要があると判断したときは、会長の判断にかかわらず全体会で審議することができる」となっている点は、会長の判断を部会長がひっくり返すというのは少し奇妙に思います。部会長が審議会全体会で審議する必要があると判断したときは、その旨を会長に伝えて、会長が全体会に審議するよう諮るとしたほうが、ルールとしては妥当ではないかと考えます。
委員	補足 1 の「会長の判断にかかわらず」の部分を削除する修正を行えばいいのではないのでしょうか。
事務局	最終的には会長判断になるのであれば、本文のほうに「会長が必要と判断した場合は」という記述がございますので、文言としては、補足 1 自体を削除するということも考えられるかと思います。本文の「会長の判断」の中身として、部会長のご意見も参考にさせていただくという、運用上の処理で済むのではないかと思います。
委員	それでよろしいかと思います。
委員	具体の特例許可の案件が出てきた際に、実際問題として、判断に迷う微妙な案件である場合、実際問題として審議会として判断がうまくできるのか不安があるのですがいかがでしょうか。
事務局	広告部会では、広告物に関して専門的に審議をさせていただいております

	<p>ので、普段の審議やこれまでの審議等を踏まえて、個々の案件に対しても判断をしていただきたいというのが、行政側としての思いです。</p> <p>場合によっては、不許可が妥当という判断、許可が妥当であるという判断、両方があると思います。また、その判断はあくまで審議会としての判断でございますので、最終的に許可するのか、不許可とするのかは、許可権者である市町で判断されることとなりますので、例えば、審議会としては、付帯決議として「微妙な案件である」ということを付けた上で議決をいただくというようなことも可能性としてはあると思います。</p>
委員	<p>審議会の判断が最終のものではなく、最終は市町の判断があるということですね。わかりました。</p>
委員	<p>事例として掲載されている守山市の案件で、許可を妥当とした判断の理由として、中心市街地の活性化に寄与するという公益性等が挙げられていますが、公平性を保つという意味で、この事例と同じように面積基準を超える案件が出てきて、それを不許可とした場合には、その理由づけが必要だと思います。そのときに、公共性があるという理由だけでは、弱いのではないかと思います。</p> <p>公共性という意味では、災害等の緊急時に、協賛している一般企業からのコマーシャルを止めてでも公共的なニュースや役所からの連絡、市民に向けた連絡が優先されて流されるとか、そういうことを条件に特例許可を出すような話なのか、どうなのでしょう。</p>
事務局	<p>特例許可の判断の根拠としては、公共性ややむを得ない事情等が一つ判断の根拠になりうると思いますし、あるいはその看板自体が景観に与える影響がどのようなものかということも当然根拠としてあり得ると思います。例えば、この守山市での事例では、パチンコ店で見られるような激しい明滅を繰り返すものではないということも理由として挙げられていますので、単純に公共性という理由だけではないと思います。</p> <p>特に電光掲示板については、通常の広告板より厳しい基準が設定されているのは、非常に激しく明滅を繰り返すものが事例としては多いというのが理由としてあります。そういったものでないのであれば、特例許可の対象になってくるという判断はありうるのではないかと思います。この事例は、あくまで守山市景観審議会で議論があったものですので、勝手にこちらの判断を挟みづらいですが、そのように想像しています。</p> <p>条件付けの事例はこれまでもありまして、イオンモール草津の事例では、行政側とイオンモールの間で、今後も守っていくべき内容についての覚書を交わすという条件で、審議会としては許可妥当という判断をいただいています。</p>

委員	<p>守山市の事例は、詳細は現場を見ないとわかりませんが、写真で見る限りは、形態を細長くして、色も壁面の色に揃えて、白くて小さい字体のように見えますし、点滅もしないということで、デザインとして十分に抑えて、上手くまとめてもらっているように思います。</p>
委員	<p>それでは、屋外広告物の特例許可に係る議決権限については、この案のとおりという議論の中身でございましたが、案文から補足1を削除する修正を加えたもので、議決するということでご異議ありませんでしょうか。</p> <hr/> <p>滋賀県屋外広告物条例第12条第2項の規定に基づく許可に係る議案について、会長が必要と判断した場合は、屋外広告物適正化検討専門部会において審議し、その議決をもって審議会の議決とする。</p> <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物適正化検討専門部会は、審議結果を景観審議会全体会に事後報告するものとする。</li> </ul>
各委員	(異議なし)

(報告事項) 広域的景観形成検討部会での審議経過について

事務局	(広域的景観形成検討部会での審議経過について、資料6により説明)
委員	この件も長期間に渡って引き続き検討しているものですが、具体的な地域について、都市計画上の土地利用条件等にも応じて、要協議の部分に関して、どういう対策が必要なのかということを議論しているものです。主だったところは、景観計画の高さ上限値を明記したり、形態意匠に関する指導助言を行ったりするのが一つの基本です。基本方針、対応方針を案としながら、眺望景観ガイドラインの策定を県から提案いただいています。また、景観行政団体協議会でも共有していきたいということがございます。
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですし、あくまで報告事項ですので、またご意見、ご質問等ございましたら、審議会終了後でも結構ですので、事務局に伝えていただければと思います。

(報告事項) 滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について

事務局	(滋賀県景観行政団体協議会での協議状況について、資料7により説明)
委員	本件につきましては、委員の皆様からご意見等もないようですし、報告事項でありますので、部会での意見等は反映させていただきながら、特に視点場整備とかPRの内容については、引き続き取り組んでいただければと思います。

以上